第7を削る。

第8中「（注1）（注2）」を「㈣」に改め、第8の表注を次のように改める。

㈣　中継器の故障等により、上記により難い場合には、特別な措置を講ずることができる。

第8を第6とする。

第9中「（注2）（注3）」を「（注2）」に改め、第9の表（注3）を削り、第9を第7とする。

**○総務省告示第五十九号**

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十二第一項の規定に基づき、平成二十二年総務省告示第百七十三号（一、〇七七・五MHz以上一、一一一MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針）の一部を次のように変更することとしたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年二月二十日　総務大臣　新藤　義孝

別表第一第四項第一号㈣中「地上デジタル放送」を「地上基幹放送」に改め、「（デジタル放送に限る。）」を削る。

**○総務省告示第六十号**

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十一条第四項の規定に基づき、基幹放送普及計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）の一部を次のように変更することとしたので、同条第五項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年二月二十日　総務大臣　新藤　義孝

第1の1⑴ア㈡を次のように改める。

㈡　テレビジョン放送

協会の放送については総合放送及び教育放送各1系統の放送、学園の放送については大学教育放送1系統の放送並びに民間基幹放送事業者の放送については総合放送4系統の放送が、全国各地域（学園の放送にあっては授業実施予定地域）においてあまねく受信できること。ただし、全国の主要地域において行う民間基幹放送事業者の放送については、5系統以上の放送が各主要地域においてあまねく受信できること。

なお、平成23年7月24日（岩手県、宮城県及び福島県の区域にあっては平成24年3月31日）をもってデジタル放送以外の放送からデジタル放送に移行したが、デジタル放送以外の放送が実施されていた区域と同等の区域において、平成27年3月31日までにデジタル放送が受信できるようにすること。

第1の1⑴イを次のように改める。

イ　衛星基幹放送

衛星基幹放送については、放送に関する需要の動向を勘案するとともに、地上基幹放送及び有線一般放送との連携に留意しつつ、その普及を図るとともに次のとおりとする。

㈠　協会の衛星基幹放送

A　協会の放送については、その周波数の1の範囲内において、次の㈠及び㈡に掲げる各1系統の高精細度テレビジョン放送を行うこと（一部の時間帯において、高精細度テレビジョン放送と同時に標準テレビジョン放送を行うこと又は複数の標準テレビジョン放送を同時に行うこともできるものとする。）。

㈠　衛星基幹放送の広域性、経済性、大容量性及び高品質性を生かした情報の提供を行う総合放送

㈡　外部の事業者の企画・制作能力を放送番組に活用し、過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及を促進することを目的とする総合放送

B　Aの放送については、次の㈠及び㈡に掲げる事項に取り組むものとする。

㈠　首都直下型地震等により地上基幹放送の全国に向けた放送の実施に重大な障害が生じた場合においても全国に向けた情報の提供が確保されるよう、衛星基幹放送による放送の特性を生かすこと。

㈡　多様化、高度化する公衆の需要を踏まえデジタル技術の新しい利用方法の開発又は普及を進めること。

C　A㈡の放送については、次の㈠及び㈡に掲げる事項に取り組むものとする。

㈠　各年度の総放送時間のうち、協会が外部制作事業者（国内において放送番組の制作の事業を行う者（協会の子会社及び関連会社を除く。）をいう。以下同じ。）に制作を委託した放送番組（協会の子会社及び関連会社を介して制作を委託したものを含む。）及び協会と外部制作事業者が共同で制作した放送番組の放送時間が占める割合が百分の十六以上となるよう努めること。

㈡　各年度の総放送時間のうち、協会が企画競争等に付して他に制作を委託した放送番組及びそれ以外の外部制作事業者が制作に参加した放送番組の放送時間が占める割合が百分の五十以上となるよう努めること。

D　協会の衛星基幹放送の在り方については、㈢に規定する特定標準テレビジョン放送が終了するまでの間に、協会の地上基幹放送によるテレビジョン放送の難視聴世帯の状況、技術の進展の動向等を踏まえて、総合的な検討を行い、必要に応じて見直すこととする。

㈡　学園の衛星基幹放送

学園の衛星基幹放送については、1系統の高精細度テレビジョン放送㈠及び1系統の超短波放送による大学教育放送を行うものであること。

㈠　高精細度テレビジョン放送が行われない場合に行う標準テレビジョン放送を含む。

㈢　民間基幹放送事業者の衛星基幹放送

民間基幹放送事業者の衛星基幹放送については、技術動向を踏まえ、高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、デジタル技術を活用した高音質化及び高画質化を目指すとともに、多様化、高度化する放送需要に応えるため放送を行うこと。また、衛星基幹放送全体として、幅広い分野の多様な放送番組が確保されるよう配慮すること。

なお、その周波数の1の範囲内において、7系統の標準テレビジョン放送（⑴ア㈡のうち協会の放送及び民間基幹放送事業者の放送（民間基幹放送事業者の放送についてはその放送対象地域が関東広域圏であるものに限る。）と同一の放送を同時に行うものに限る。以下「特定標準テレビジョン放送」という。）を行うものであること。

第1の2⑵中「なお、デジタル方式による衛星基幹放送の業務については」を「また」に改める。

第3の2⑴（注1）を次のように改める。

（注1）　協会の行う総合放送の関東広域圏には、茨城県、栃木県及び群馬県を含まないものとする。

第3の2⑵エを削り、同⑵オ㈣から㈦までを削り、同⑵中オをエとし、同2⑶中「（デジタル放送）」を削り、同2⑷を削り、同2⑸中「使用するデジタル放送」を「使用するもの」に改め、同2中⑸を⑷とする。

**○総務省告示第六十一号**

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十二条第六号⑸の規定に基づき、平成二十二年郵政省告示第二百四十号（無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十日　総務大臣　新藤　義孝

第一項第一号中「のうちデジタル放送」を削る。